

## 最低賃金の決定要因に関する日中比較

虞, 尤楠  
九州大学大学院経済学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/4067133>

---

出版情報 : 経済論究. 167, pp.93-115, 2020-08-25. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai  
バージョン :  
権利関係 :

# 最低賃金の決定要因に関する日中比較

Minimum Wage Determinants in Japan and China

虞 尤 楠<sup>†</sup>  
Younan Yu

## 論文要旨

近年、世界の多くの国で最低賃金を引き上げる動きが生じており、最低賃金が労働者の賃金水準や雇用に与える影響について活発に議論がなされている。これまでの最低賃金についての研究は、主に雇用への影響に注目したものが多く、労働市場における企業間の競争環境や地域差を背景に様々な実証結果が報告されている。最低賃金を労働者の生計費や企業の雇用などの諸要因を考慮して合理的に定めることは、労働者に対する安定的雇用や適正な労働環境の確保の面からも重要となる。欧米では、最低賃金の決定要因に関する研究は既に多数蓄積されているが、日本や中国などのアジア諸国ではまだ少なく、最低賃金の決定のあり方の妥当性を検証するためにも、最低賃金の決定要因を実際のデータを用いて分析する研究の蓄積が必要と考えられる。

そのため、本研究では、日本と中国の最低賃金制度に注目し、両国の最低賃金の水準が、それぞれの国の政策目的に合致する形で決定されているかどうかについて明らかにするため、両国のパネル・データを用いて実証的な検証を行い、分析結果の比較を行った。

操作変数を用いた固定効果モデルによる計量分析の結果に基づくと、日本と中国の最低賃金は確かに、法律が定めるように、経済発展の水準、労働市場における雇用の状況、社会保障の水準などの要因をある程度参照しながら決められていることがわかった。ただし、日本の県内総生産の成長率や家計消費支出のように、いくつかの変数については、当初の仮説とは異なり、逆の相関や無相関が見られる。また、日本の最低賃金制度ならびに中国の社会保障制度における一連の改革は、最低賃金の水準に対して一定の影響を与えている可能性が示された。

キーワード：最低賃金 社会保障 日中比較

## 1. はじめに

近年、世界の多くの国で最低賃金を引き上げる動きが生じており、最低賃金が労働者の賃金水準や雇用に与える影響について活発に議論がなされている。一般に、労働市場が完全競争市場モデルに近

---

<sup>†</sup> 九州大学大学院経済学府博士後期課程

いケースでは、最低賃金が均衡賃金より高く設定されていれば、非自発的失業が引き起こされ、雇用量が減少する。一方、市場が買手独占のモデルに近いケースでは、最低賃金の引き上げは雇用に必ずしも負の影響を与えず、ある範囲では逆に正の影響を与えることもある<sup>1)</sup>。すなわち、最低賃金が雇用にどのような影響を与えるかという問題は、労働市場の競争環境の程度に帰着する。

最低賃金を妥当な範囲で合理的に定めることは、労働者に対する安定的な雇用や適正な労働環境の確保の面からも重要となる。欧米では、最低賃金の決定要因に関する研究は既に多数蓄積されているが、日本や中国などのアジア諸国では依然として少なく、最低賃金の決定のあり方の妥当性を検証するためにも、最低賃金の決定要因を実際のデータを用いて分析する研究の蓄積が必要であると考えられる。

そこで本研究では、日本と中国の最低賃金制度に注目し、両国の最低賃金の水準が、それぞれの国の政策目的に合致する形で決定されているかどうかについて明らかにするため、両国のパネル・データを用いて実証的な検証を行い、分析結果の比較を行う。中国の最低賃金制度は1994年に導入されたが、改定の頻度は2、3年に1回の地域が多く、最低賃金未満の労働者も存在するなど、完備な制度とは言えない状況にある。一方、日本の最低賃金制度は1959年に導入された後に、2008年の改正を得て、現在では「原則として、事業所で働く常用・臨時・パート・タイマーなどすべての労働者と、労働者を1人でも雇用しているすべての使用者に適用される」包括的な制度になっている。そのため、日本と中国の最低賃金制度を比較し、その決定要因について分析することで、両国の最低賃金制度の特徴や問題点について論じることができると思う。

本稿の分析は以下の通りである。2節では、最低賃金の決定要因について分析した日本と中国の先行研究について概観し、主な特徴をまとめる。3節では、日本と中国の最低賃金制度の特徴について論じる。4節では、日本と中国における最低賃金制度の決定要因について実証分析を行うためのデータと計量モデルの説明を行い、5節で主な推定結果について考察する。6節では分析の結果を踏まえて結論を述べる。

## 2. 先行研究

日本では、最低賃金の決定要因を分析した研究には、玉田（2009）と玉田・森（2013）がある。この二つの研究では、それぞれ2001～2009年と1981～2009年の地域別最低賃金の決定要因を明らかにするために、地域別最低賃金の目安額と引き上げ額の二つを計量モデルの被説明変数として用いている。分析の結果、地域別最低賃金の目安額は、賃金上昇率、有効求人倍率、一人当たり粗製造業付加価値額上昇率と労働組合組織率の影響を受け、地域別最低賃金の引き上げ額は目安額、失業率、春季賃上げ水準の影響を受けることをそれぞれ明らかにした。

---

1) Card and Krueger (1994) は、米国の異なる地域のファストフード産業の店舗データを使うことにより、最低賃金の増加が雇用に正の効果を与えていた点を指摘している。イギリスのRichard (1996) も同様の結果を報告している。ただし、Neumark and Wascher (2008) は、先行研究を多数サーベイし、最低賃金の上昇は一般には非熟練労働者には負の影響を与えていた点を指摘している。

また、中国で、最低賃金の決定要因について分析した研究として、韓・魏（2006，2010），寧（2011），王・楊（2015），韓・林（2017）などが挙げられる。韓・魏（2006）は、2000年代の省の地域別データをもとに、労働者の平均賃金と最低生活保護基準が高い地域では、中国の月額最低賃金が高く設定される傾向があることを明らかにしている。また、韓・魏（2010）は、一人当たりGDP，一人当たり消費支出，平均賃金などの水準が高いほど、月額最低賃金が高い傾向があることを示した。さらに、同研究は、月額最低賃金に影響を与える主要因は、地域の所得水準によって異なる点を明らかにしている。

また、寧（2011）は、2006年，2007年の市レベルのクロス・セクションデータを分析し、政府、企業及び労働者の三者の立場から、月額最低賃金の決定要因を解明した。そして、中国の月額最低賃金は、社会保障水準（一人当たりの遺族補償金，社会保障給付額の合計），平均賃金，労働生産性，企業利益，第三次産業従業者比率からの影響を受けることを解明した。王・楊（2015）は、2000年～2011年の30省パネルデータに対して実行可能な一般化最小二乗法（FGLS）を使用し、最低生活保護基準，平均賃金，失業率と有形固定資産投資額（省別平均）が最低賃金へ正の影響を与えることを示した。さらに、韓・林（2017）は、2006～2014年の省レベルのパネルデータをもとに、空間計量分析の手法を使い、平均賃金，失業率，一人当たりGDP，従属人口指数，外国からの投資額が、最低賃金への影響を与える点を示し、それらの影響は中国の東部で強く、西部に至るにつれて逡減している傾向を確認した。

これまで、最低賃金の決定要因に関する既存の多くの研究は、景気・雇用の状況や労働者の生計費など、基本的な経済要因の効果を主に検証してきた。しかし、最低賃金の決定に関わる日中の様々な議論を参照すると、最低賃金の額を改定する際には、これらの基本的な経済要因に加え、社会保障制度も無視できない形で影響を与えていることが示唆される。

しかしながら、これまでの先行研究では、社会保障の水準が最低賃金に及ぼす影響については、未だ十分な解明がなされていない。日本では、2008年の最低賃金法改正により、最低賃金の設定は、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされたが、最低賃金の決定と公的扶助（生活保護）との関連について十分な検証がなされているとは言えない。また、中国も社会保障の水準が最低賃金への影響を検証する研究が一部にあるが、多くの問題が残されている。具体的には、寧（2011）は一人当たりの遺族補償金，社会保障の各類の給付額の合計を社会保障水準の変数として分析したが、各類の給付額の中には保育給付，児童手当などの普遍的で最低賃金との関連が弱い給付が含まれており、生活保護に係る施策との整合性を解明したとは言えない。また、王・陽（2015）は、最低賃金に影響を与える各要因のタイムラグの効果や地域の固定効果を考慮していない。

それゆえ、本研究では、日本と中国の最低賃金制度の特徴を踏まえつつ、最低賃金を決定する際に考慮されてきた諸要因が、それぞれの国で最低賃金の水準にどのような影響を実際に及ぼしているかについて、地域別のパネル・データを構築して計量分析を行う。先述の通り、実証分析では、景気・雇用の動向や、労働者の生計費の推移など基本的な経済要因の効果を検証することに加え、最低賃金制度を設計する上で日中の双方で議論となっている社会保障財政（生活保護給付など）の効果もあわせて検証する。

### 3. 中国と日本の最低賃金制度

本節では、まず中国の最低賃金制度の主な特徴について概観し、日本の最低賃金制度との差異についてまとめる。そして、計量分析を行う上で注意すべき点を考察する。

#### 3.1 中国の最低賃金制度の概要

中国の最低賃金制度は、1993年に中華人民共和国労働部<sup>2)</sup>が「企業最低賃金規定」を公布したことから始まり、1994年に施行された「中華人民共和国労働法」の第48条でその存在が明記された<sup>3)</sup>。中国の最低賃金制度の主たる目的は、労働者の労働報酬を受け取る権利の確保と、労働者とその家族の最低限度の生活の安定の保障である<sup>4)</sup>。2004年には中華人民共和国労働社会保障部<sup>5)</sup>が「企業最低賃金規定」を改定し、制度の対象となる地域が拡充されたため、中国の31の省、自治区、直轄市で最低賃金制度が次々と整備されることとなった。

日本の最低賃金とは異なり、中国の最低賃金は「月額最低賃金」と「時間額最低賃金」の2種類があり、いずれも全国統一の基準がなく、基準は各省・自治区・直轄市ごとに異なるのが特徴である。たとえば、北京市、上海市、天津市三つの直轄市の最低賃金は一つの基準に統一されているが、重慶市と他の省・自治区は、地域内の経済格差の大きさを反映して複数の基準を設定して最低賃金を運用している<sup>6)</sup>。

ここで、月額最低賃金は、1日8時間あるいは週24時間以上働く全日制の労働者に対して適用される最低賃金を示す。月額最低賃金には、残業代、特殊な労働環境・労働条件下における各種の手当、社会保険料及び住宅積立金、食事手当、交通費の補助・手当などは含まれていない。2004年に改正された「最低賃金規定」では、月額最低賃金を、従属人口の最低生活費、消費者物価指数、社会保険料、住宅積立金、平均賃金、経済発展の状況等をもとに決定することが明記された<sup>7)</sup>。

また、時間額最低賃金は、全日制でない就業労働者（日雇い労働者など）に対して設定される最低賃金である。時間額最低賃金は地域によって、社会保険料を含む場合と含まない場合がある。「最低賃金規定」では、時間額最低賃金を決定する際は、対応する月額最低賃金を踏まえ、養老年金と医療保険料の納付額を考慮し、非全日制労働者の労働条件や生活・雇用の安定を考えなければならないこ

2) 中華人民共和国労働部は1982年に、中国国家労働総局と国家人事局、国务院科技幹部局、国家編制委員会が合併して設置された部門である。1998年に、「中華人民共和国労働社会保障部」に改名した。

3) 『劳动部关于印发「企业最低工资规定」的通知』、「中華人民共和国労働法」第四十八条を参照。

4) 「最低賃金規定」第一条に基づく。〈[http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62936.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62936.htm) 2020年6月9日アクセス〉

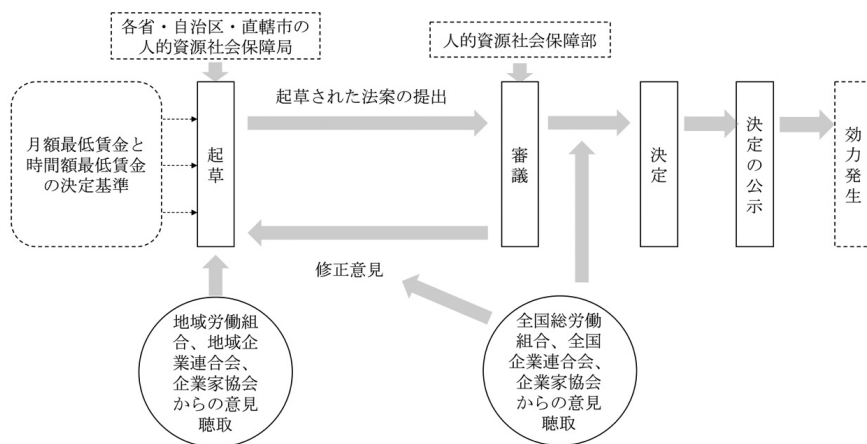
5) 中華人民共和国労働社会保障部は1998年に、旧労働部を發展させる形で設置された部門である。2008年に、「中華人民共和国人力資源社会保障部」に改名した。

6) 「最低賃金規定」第五条より参照。〈[http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62936.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62936.htm) 2020年6月9日アクセス〉

7) 「最低賃金規定」第五条、第六条、第七条より参照。〈[http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62936.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62936.htm) 2020年6月9日アクセス〉



図1 中国の最低賃金の決定過程



出所：「最低賃金規定」より筆者作成。

とが明記された<sup>8)</sup>。

中国では、月額最低賃金と時間額最低賃金は同じ仕組みで決定される。まず、各省・自治区・直轄市の人的資源社会保障局が、各最低賃金の決定基準を考慮し、地域労働組合、地域企業連合会及び企業家協会の意見を聴取して法案を起草する。その法案には最低賃金の決定・改定根拠、適用範囲、決定基準が含まれている。その後、その法案を人的資源社会保障部<sup>9)</sup>に提出する。人的資源社会保障部は全国総労働組合、全国企業連合会及び企業家協会の意見を聴取し、必要があれば修正意見をフィードバックする。修正の必要がない場合、新しい最低賃金の改定法案が各地域の人的資源社会保障局から公表される<sup>10)</sup>。図1はこの過程を示している。

中国における現行の最低賃金は、消費者物価指数、社会保険料、住宅積立金、平均賃金、経済発展状況などの動向に応じ、少なくとも3年に一回改定される。2015～2018年の間は多くの地域でほぼ毎年改定がなされたが、各省・自治区・直轄市によって改定時期が異なる。また、2018～2020年の時期は、経済成長率が低迷したため、改定していない地域が多かった。2020年1月時点の最低賃金についてみると、月額最低賃金の最高額は、上海市の2480元/月（月額約38539円）であり、最低額は湖北省のランク4の1130元/月（月額約17560円）<sup>11)</sup>である。時間額最低賃金においても、最高額は北京市の24元/時（約373円）で、最低額は湖南省のランク4の11.6元/時（約180円）である<sup>12)</sup>。

8) 「最低賃金規定」第五条、第六条を参照。〈[http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62936.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62936.htm) 2020年6月9日アクセス〉

9) 2008年に、労働保障部と人事部が合併して誕生した国务院の組成部門である。

10) 「最低賃金規定」第八条、第九条を参照。〈[http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62936.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62936.htm) 2020年6月9日アクセス〉

11) 令和2年1月6日の為替市場で、当日の為替レートの平均値より1人民元=15.54円である。以下同様である。

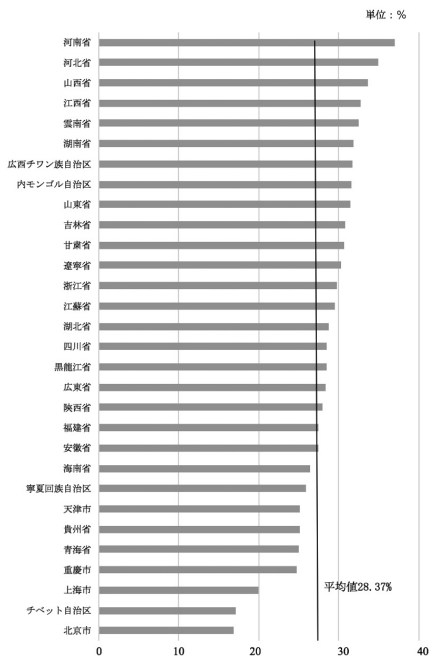
12) 中華人民共和国人力資源社会保障部ウェブサイトより参照。〈[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202002/t20200210\\_359176.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202002/t20200210_359176.html) 2020年6月9日アクセス〉〈[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202002/t20200210\\_359175.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202002/t20200210_359175.html) 2020年6月9日アクセス〉

中国では、最低賃金を下回る賃金が支払われた場合、企業側は実質賃金と最低賃金の差額を支払った上で、この差額の1~5倍の賠償金を支払う必要がある<sup>13)</sup>。

中国の最低賃金の問題点として、主に三つ挙げることができる。

第一に、中国の最低賃金が国際的な水準に比べると未だ非常に低いことである。韓・魏（2006）によると、2005年以前の中国の月額最低賃金は平均賃金の33%にとどまる。信（2010）は、2008年までの月額最低賃金と平均賃金を比較したとき、北京市の月額最低賃金が平均賃金の17%と非常に低かった点を指摘している。直近のデータを用いた2015年の月額最低賃金と平均賃金の比率は図2に示される。半数の地域で月額最低賃金と平均賃金の比率は20~30%であり、その平均値は28.37%にとどまる。最高比率は河南省の37%であり、最低比率は北京市の16.81%である。世界各国の最低賃金の設定水準は平均賃金の約40~60%におさまるため、中国の月額最低賃金は国際的な水準より低いことがわかる。また、孫・舒（2011）は中国の農民工賃金が最低賃金に連動することを指摘しており、最低賃金が低く設定されると、貧困層主体の農民工の賃金も低くなり、国民の所得格差が拡大し、労働生産のインセンティブが減少するなどの社会問題が深刻になる点を指摘している。

図2 2015年の中国の月額最低賃金と平均賃金との比率



出所：中国における各省・自治区・直轄市の統計年鑑より筆者作成<sup>14)</sup>。

13) 「最低賃金規定」第十三条、第十四条より参照。(http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\_62936.htm 2020年6月9日アクセス)

14) 新疆ウイグル自治区は月額最低賃金データが欠けているので、新疆ウイグル自治区以外の30の省・自治区・直轄市のデータを用いる。

第二に、中国の最低賃金は強制力が弱く、最低賃金の公正な実施に対する監督も不十分である。中国の企業は「最低賃金規定」に違反した場合、賠償金を支払わなければならない。通常、この賠償金は「最低賃金規定」に違反して得られる利益よりも少なく、民事的な効力のみにとどまっている。そして、最低賃金の実施監督機関（労働組合と地方人的資源社会保障局）が規定違反の企業を発見するには、多くの時間とコストを要する。結果として、最低賃金より低い賃金しか支給されない労働者が少なからず存在し、「最低賃金規定」に違反している企業をきちんと識別できていないという問題がある（甘・趙；2016）。

第三に、地域間での最低賃金の格差が大きい。中国の最低賃金は、各省・自治区・直轄市の人的資源社会保障局で決定されており、統一的な最低賃金の基準がない。そのため、地域間の格差を解消することができず、地域間の経済発展と所得の不均衡の問題が十分に解決できていない。また、月額最低賃金と時間額最低賃金の格差も大きい。例えば、北京の最低賃金をみると、2020年の月額最低賃金は2120元（月額約32945円）であり、時給に換算して12元/時（約186円）になる<sup>15)</sup>。同年の時間額最低賃金の24元/時（約373円）であるので、約2倍の格差が存在している。すなわち、非全日制労働者（パートタイム労働者）に適用される時間額最低賃金は、全日制労働者（フルタイム労働者）に適用される月額最低賃金よりも単価が高いと言えるが、他方で、非全日制労働者の雇用には不安定さという問題がある。

### 3.2 日中の最低賃金制度の比較

日本の最低賃金制度の主な特徴は、橘木・浦川（2006）、大竹・川口・鶴（2013）などを参照された。本節では、日本と中国の最低賃金制度の共通点と相違点について、主な特徴をまとめる。

第一に、両国の最低賃金の共通点として、ともに法律に基づいて設定された制度であり、2種類の最低賃金が存在している点を挙げることができる。ただし、相違点として、日本の最低賃金の根拠法は「最低賃金法」であり、地域別最低賃金と特定最低賃金がある。一方、中国の最低賃金の根拠法は「最低賃金規定」であり、月額最低賃金と時間額最低賃金がそれぞれ設定されている。日本の地域別最低賃金の対象は、地域内のすべての労働者であり、特定最低賃金の対象は当該産業で就労する労働者である。これに対して、中国の月額最低賃金の対象は全日制労働者であり、時間額最低賃金の対象は非全日制労働者である。なお、日本の地域別最低賃金は都道府県ごとにただ1つの金額が設定されているが、中国の2種類の最低賃金は、各省・自治区・直轄市内でも複数のランクが設定されており多様である。

第二に、両国の最低賃金制度は、いずれもその決定に際して、公益、使用者、労働者の意見を聴取し、地域の経済発展などの要因を考慮して改定されている。ただし、日本の最低賃金は審議会方式で決定され、審議会は公益、使用者、労働者の代表から構成される。また、金額の改定については、日本の最低賃金は毎年改定される。毎年の最低賃金の改定は、審議会の各方面の意見を聴取し、審議を行い、各年の引き上げ額の目安が地域のランクごとに行われる。一方、中国の最低賃金は少なくとも

15) 月額最低賃金を時間額に換算することについては、1ヶ月22日、1日8時間働く想定している。



3年に一回改定され、改定する際に各地域の人的資源社会保障局が各方面の意見を聴取し、改定法案を起草するが、中央レベルと地方レベルにおける専門的な審議会は存在していない。

第三に、両国の最低賃金はいずれも、地域の経済発展や、労働者の生計費、雇用の状況、社会保障（生活保護などの公的扶助）の水準を考慮して、金額が設定される必要がある。

第四に、両国の最低賃金制度は法律に基づく効力を有している。ただし、日本の最低賃金は民事的な効力と刑事的な効力の両方が及ぶが、中国の最低賃金は民事的な効力しかない。

第五に、両国の2種類の最低賃金の関係であるが、日本では特定最低賃金を決定する際に、地域別最低賃金より高く決定する必要があるが、中国の月額最低賃金と時間額最低賃金の決定にはこのような規定がない。

## 4. 日本と中国の最低賃金の決定要因に関する実証分析

### 4.1 分析の枠組み

日本の地域別最低賃金の決定について、「最低賃金法」の第九条の第二項では、地域別最低賃金は地域の労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないと明記されている。また、第九条の第三項では、労働者の生計費は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされている。よって、日本の地域別最低賃金は、事業者の賃金支払能力、労働者の一般的な賃金水準、労働者の生計費、生活保護費などと関連すると考えられる。

一方、中国の最低賃金の決定について、「最低賃金規定」では、月額最低賃金の決定基準は、最低生活費、消費者物価指数、社会保険料、住宅積立金、平均賃金、経済発展状況などが、月額最低賃金の決定基準になると明記されている。すなわち、中国の月額最低賃金は、経済発展の状況、社会保障の水準、労働者の生計費、労働者の賃金などを参考に決定されることがわかる。

上記より、日本と中国の最低賃金の決定要因として、主に経済発展、雇用状況、生計費、社会保障の4つの要因を考慮する。また、既存の研究によると、雇用状況が最低賃金の決定に影響を与えると同時に、最低賃金自体も失業率、就業率及び有効求人倍率などの雇用指標に影響を与えることが指摘されている。つまり、最低賃金と雇用状況（失業率や就業率、有効求人倍率などの雇用指標）は逆の因果関係が存在する可能性が示唆される。これらの内生性は最低賃金の決定要因の計量分析を行う上でバイアスを引き起こす可能性があり、本研究では、この問題への対応として操作変数法を用いた検証を行う。具体的には、上記の4つの説明変数群を主要因とみなす計量モデルを設定し、OLSモデル、固定効果モデル、操作変数法を用いた固定効果モデルを推定し、両国の最低賃金の決定要因について検証する。

### 4.2 検証仮説

#### 4.2.1 経済発展、雇用、物価要因

最低賃金を決定する際に、経済成長は最も影響を与える要因と考えられる。経済成長は雇用の改善、

労働者の収入の増加、家計支出の増加とも関連が深い。また、社会全体の生活水準が向上し、最低限度の生活に必要な費用が高くなると、政府が最低賃金を引き上げる可能性が高い。一方、経済が低迷している時には、収入や支出が減少するが、他方で世帯の最低限度の生活に必要な費用も縮小することが考えられる。政府が最低賃金を引き上げるインセンティブは低くなる。したがって、経済発展に関する変数は、最低賃金に正の効果をもたらすと予想される。

しかしながら、日本と中国では経済発展の段階が異なるため、それぞれの要因が最低賃金への影響も異なる可能性が高い。OECDの統計データによると、2005年～2019年にかけて、中国の国内総生産は6.5兆ドルから15.1兆まで大きく増加したが、日本の国内総生産は4兆ドルから4.7兆ドルまでの増加にとどまった<sup>16)</sup>。よって、中国の経済成長が最低賃金に与える影響は日本より強いと考えられる。ただし、中国では、最低賃金を経済成長のスピードにあわせて大幅に引き上げると雇用喪失などの問題を生じる可能性があるため、最低賃金の決定については、経済成長とともに、雇用の状況や労働者の生計費との整合性が考慮されるであろう。

これらの経済発展要因を反映する指標として、本研究では、県内総生産や、各省の第二次・第三次産業の生産増加額（中国のケース）、消費者物価指数などの指標を用いる。これらの指標は各地域の生産能力と財・サービスの貨幣価値ならびに物価水準を反映する。なお、本研究では、雇用や生計費に関する変数も最低賃金に影響を与える要因として注目する。失業率、所定内給与、平均賃金、家計消費支出、一人当たり平均消費支出などの変数を分析に使用する。

#### 4.2.2 社会保障要因

両国の最低賃金に関連する法律を踏まえると、最低賃金を決定要因として、社会保障政策の影響にも配慮する必要がある。

社会保障は、国民に対して、病気・障害・死亡・老化・失業などの様々な生活上の問題について、医療・介護サービスの現物給付や失業給付、公的年金などの現金給付といったセーフティ・ネットを公的に提供するものである。貧困を予防し、貧困者を救うことも社会保障制度に求められる重要な役割である。社会保障による公的な給付は、最低賃金制度を部分的に代替する効果を持つ。たとえば、社会福祉費、生活保護費などの給付額が高くなると、労働者の扶養への圧力や生活不安は緩和されるので、最低賃金を引き上げるインセンティブが低くなると考えられる。

日本と中国では、社会保障政策の給付額の水準が異なるため、最低賃金への影響も異なると考えられる。日本の社会保障制度の一つとする生活保護制度は被保護世帯に対し、困窮の程度に応じて様々な方面での必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である<sup>17)</sup>。ただし、生活保護制度と最低賃金の格差が小さく、生活保護給付額は世帯類型によっては最低賃金水準の月額給与より高いケースもあるため、労働者の労働意欲を抑える可能性がある。たとえ

16) OECDデータより参照。〈<https://data.oecd.org/gdp/gross-domestic-product-gdp.htm> 2020年6月9日アクセス〉

17) 厚生労働省サイトより参照。〈[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhoغو/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhoغو/index.html) 2020年6月9日アクセス〉

ば、2019年10月1日時点で、東京の母子世帯（30歳，4歳，2歳）の生活扶助額は18万9580円<sup>18)</sup>であり、最低賃金水準での月額給与の水準である17万8288円<sup>19)</sup>より、1万1292円高い状況である。ただし、日本では、生活保護制度のような社会保障制度の給付水準と賃金水準を比較することで、勤労に対するインセンティブが損なわれることを防ぐため、より最低賃金の水準の確保を図る政治的な動きも出てきている。事実、日本の最低賃金制度は、2008年に改正が行われ、生活保護制度の給付水準と整合的な最低賃金水準の確保が求められるようになった。この場合、社会保障制度と最低賃金の水準は補完関係になるといえる。

一方、中国の最低賃金は、社会保障制度から受ける影響が日本より弱いと考えられる。その原因について、中国も生活保護制度のような制度（最低生活保障制度）があるが、日本の生活保護給付額の水準と比べると非常に低いからである。中国の最低生活保障制度は、住宅や収入について最低生活基準に満たさない被保護者に対し、毎月一定な給付金を支給し、最低限度の生活を保障する制度である<sup>20)</sup>。2019年10月1日時点では、中国の生活保護給付額の最高額は北京市の一人1100元/月（約17094円）であり、北京市の月額最低賃金の2200元/月（約34188円）は生活保護給付額の2倍となっている。全国平均の生活保護給付額は一人662元/月（約10287円）と月額最低賃金の格差がさらに大きいため、日本のように労働者の労働意欲を抑える可能性はほとんどないと考えられる。そこで、本研究の分析では、社会保障要因の変数として、日本では生活保護支出（被保護者1世帯当たり）、中国では社会保障支出（人口当たり）の項目を分析に用いることとする。

また、本研究では、日本と中国における最低賃金制度や社会保障制度の制度改革が、最低賃金に与えた影響についてあわせて注目することとする。日本の場合、先述の通り、2008年に「最低賃金法」が改定され、最低賃金の改定は労働者の生計費を考慮する際、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものと明記された<sup>21)</sup>。一方、中国では、2005年以降、年金制度、医療保険制度の対象が都市部の労働者から農村の非雇用工、失業者などまで大幅に拡大し、関連する法律も整備された。さらに2011年に「中華人民共和国社会保険法」が公表され、中国の社会保障制度がほぼ現在の状況にまで整備されてきたと言える<sup>22)</sup>。両国のこれらの最低賃金制度ならびに社会保障制度における一連の改革は、最低賃金の水準に対して社会保障支出がどの程度関連しているかに対しても影響を与えようと考えられる。そのため、日本と中国のデータを用いた計量分析では、モデルに、日本では生活保護費支出と2009年以降ダミーの交差項、中国では社会保障支出と2011年以降ダミーの交差項の変数を用いることで、社会保障の規模が最低賃金に与える影響が制度改革の前後で変わったか否かの検討を行う。日本の場合、2009年以降ダミー変数

18) 厚生労働省サイトより参照。〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000578652.pdf> 2020年6月9日アクセス〉

19) 2019年10月1日時点で東京都の最低賃金は1013円/時間であり、最低賃金の月額については、1ヶ月22日、1日8時間働くと想定している。

20) 中華人民共和国民政部サイトより参照。〈<http://www.mca.gov.cn/article/gk/fg/shjz/201507/20150715848484.shtml> 2020年6月9日アクセス〉

21) 「最低賃金法」第九条第三項 〈[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=334AC000000137&openerCode=1#61](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=334AC000000137&openerCode=1#61) 2020年6月9日アクセス〉

22) 中華人民共和国人力資源社会保障部ウェブサイトより参照。〈[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202002/t20200210\\_359176.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202002/t20200210_359176.html) 2020年6月9日アクセス〉

と社会保障要因の交差項が有意に正になれば、最低賃金制度の改定で明記された通り、生活保護制度との整合性を考慮し、生活保護給付の水準の上昇に応じて、最低賃金の引き上げも行われてきたと判断できる。一方、中国では、2011年以降、「中華人民共和国社会保障法」より、保障対象が拡大し、社会保障支出も大きく拡大していることから、最低賃金の社会保障の給付水準は2011年以降には代替関係に近づいており、2011年以降ダミー変数と社会保障支出の交差項の符号は、有意の負になることが期待される。

### 4.3 データと各変数の説明

上述の仮説を検証するため、本稿では日中両国のパネルデータを用いた計量分析を行う。そして、日本と中国の最低賃金の決定要因に関する分析結果を踏まえ、両国の最低賃金制度の特徴を考察する。

#### 4.3.1 日本のデータ

まず、日本の分析で用いるデータについて説明する。日本の場合、最低賃金の決定要因の分析は、2003～2016年の14年間の47都道府県のデータを用いる。使用変数としては、地域別最低賃金ならびに、経済発展、生計費、雇用、社会保障に関する諸々のデータを用いる。回帰分析に用いられる変数の一覧と、それぞれのデータの出所は表1に示される通りである。

表1 分析に用いる変数と出所（日本）

変数の名前	出所	期間
最低賃金	厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」	2003～2016
県内総生産	内閣府「県民経済計算」	2003～2016
消費者物価指数	総務省「消費者物価指数」	2003～2016
所定内給与	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	2003～2016
失業率	総務省「労働力調査」のモデル推定値	2003～2016
家計消費支出	総務省「家計調査」	2003～2016
生活保護費支出	総務省「地方財政状況調査」の「都道府県目的別歳出決算内訳・生活保護費」	2003～2016
進路未定卒業生数 (高校・短期大学・大学)	文部科学省「学校基本調査」	2003～2016

出所：筆者作成。

日本の被説明変数は、47都道府県の地域別最低賃金の対数値である。説明変数は、主に経済発展、雇用、生計費及び社会保障の4つの要因で構成される。経済発展要因としては、「県内総生産」と「消費者物価指数」を取り上げる。雇要用因としては「所定内給与」<sup>23)</sup>と「失業率」を用いる。生計費要因としては、2人以上の世帯の「家計消費支出」を地域別の平均値を使用する。そして、社会保障要因としては「生活保護支出」を用いる。

ただし、最低賃金、県内総生産、家計消費支出などのデータは一定のタイムトレンドを持つ非定常な変数である。つまり、それらのデータは時間とともに増加する傾向があり、元の値を回帰分析に入れると、変数間に相関がなくても相関があるような分析結果が得られる。この問題を避けるため、本研究で計量分析に用いる多くの変数は、対数値と成長率を使用している。また、日本では、説明変数は通常は被説明変数と比べて2期前（2年前）の統計を用いる。この理由は、日本では最低賃金を決定する際に、中央最低賃金審議会が引き上げ額の目安を提示し、地方最低賃金審議会はその目安を参考にしながら最低賃金の改定審議を行うが、この際に当該年度の最低賃金は2年前の統計を参考にすることが中央最低賃金審議会の議事録から読み取れるためである。

表2 計量分析に用いる変数の記述統計（日本）

変数名	サンプルサイズ	平均値	標準偏差	最小値	最大値
地域別最低賃金 [円]	517	697	58	610	932
地域別最低賃金成長率 [%]	517	1.6	0.9	0.0	4.1
県内総生産 [億円]	517	114000	156000	18370	1040000
消費者物価指数 [%]	517	97.7	1.5	94.7	100.5
所定内給与 [円]	517	1636	189	1287	2409
失業率 [%]	517	3.8	1.0	1.7	7.6
家計消費支出 [円]	517	318291	26781	227582	402002
生活保護費支出 [億円]	517	768000	1200000	46000	6370000
進路未定卒業生 [高校] [人]	517	1123	1519	77	9055
進路未定卒業生 [短期大学] [人]	517	150	227	0	1821
進路未定卒業生 [大学] [人]	517	1459	3064	40	25467

注：1) 全ての説明変数のデータは2期前の統計を用いるため、分析で使うデータは2005～2016年である。

出所：筆者作成。

23) 所定内給与とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のうち所定外労働給与以外のものをいう。分析使っている所定内給与は、男女合計の「所定内給与」を同じ調査の「賃金構造基本統計調査」の「労働時間」データより、時間額に計算した賃金水準である。厚生労働省サイトより参照。〈<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/yougo-01.html> 2020年6月9日アクセス〉



また、本研究では、失業率と最低賃金との逆の因果関係を考慮するため、操作変数として、日本の場合には、高校、短期大学及び大学の各学歴における「進路未定卒業生数」を使用する。進路未定卒業生とは、各学歴における、学校から卒業した後、進学でも就職でもないことが明らかな者を示している<sup>24)</sup>。これらの進路未定卒業生の数は、就職活動しても就職できない失業者数の一部を反映する。操作変数は、基本的に2つの条件を満たす必要がある。1つは、誤差項と無相関で被説明変数に直接の影響を与えないことである。もう1つは、モデル内で内生変数と考えられる変数と有意な相関を持つことである。2つの条件に照らすと、高校、短期大学及び大学の進路未定卒業生数の成長率は最低賃金に直接影響を与えないが、失業率と相関があると考えられる。ただし、他の説明変数と同様、時間とともに増加するトレンドがあるため、高校、短期大学、大学の各学歴における「進路未定卒業生数」の成長率をここでは操作変数として使用する。これらの操作変数は被説明変数と比べて2期前の統計を使用する。記述統計は表2に示している。

#### 4.3.2 中国のデータ

中国の最低賃金の決定要因の分析は、2006～2018年の13年間の30省・自治区・直轄市のデータのうち、ランク1に該当する地域の月額最低賃金と中国統計局から公表された経済発展、生計費、雇用、社会保障に関する各種のマクロデータを用いて回帰分析を行う。新疆ウイグル自治区は月額最低賃金データが欠けており、分析から除いている。表3は、中国のデータの出所である。

表3 分析に用いる変数の定義と出所（中国）

変数の名前	出所	期間
月額最低賃金	各省・自治区・直轄市の統計年鑑より筆者集計	2006～2018
第二次・第三次産業の増加額	中国国家统计局データベース	2006～2018
消費者物価指数	中国国家统计局データベース	2006～2018
平均賃金	中国国务院發展研究中心データベース	2006～2018
失業率	各省・自治区・直轄市の統計年鑑より筆者集計	2006～2018
一人当たり平均消費水準〔都市部〕	中国国家统计局データベース	2006～2018
社会保障支出	中国国家统计局データベース	2006～2018
建設業・就業者数	中国国家统计局データベース	2006～2018
個人企業／私営企業・就業者数	中国国家统计局データベース	2006～2018

出所：筆者作成。

24) 文部科学省サイトより参照。〈[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/yougo/1288105.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/yougo/1288105.htm) 2020年6月9日アクセス〉

被説明変数は30省・自治区・直轄市の月額最低賃金の対数値である。説明変数は日本と同じく、経済発展、雇用、生計費、社会保障の4つの要因に分けられる。経済発展の要因としては、「第二次、第三次産業の生産増加額」<sup>25)</sup>と「消費者物価指数」を取り上げる。なお、日本と類似の変数である省内総生産を使って分析を行った場合、中国の省内総生産のデータは他の説明変数との相関の絶対値が0.5以上になっているため、計量分析の結果にバイアスをもたらす可能性があると考えられた。そのため、本研究では「第二次、第三次産業の生産増加額」を説明変数とし、省内総生産と同様に、各地域の経済発展の状況を反映する変数を制御した。雇用状況の要因については「平均賃金」、「失業率」を用いる。生計費の要因は「一人当たり平均消費水準[都市部]」を使う。また、社会保障の要因として、最低生活保障、医療、年金など社会保障政策全般の歳出水準を示した「社会保障支出」<sup>26)</sup>を用いる。

中国のデータも、日本と同様に、最低賃金、第二次、第三次産業の生産増加額、平均賃金などについてタイムトレンドが観察される。これらのトレンドから生じる見せかけの相関の問題を避けるため、計量分析では、多くの変数について対数値と成長率を使用している。また、中国の各省・自治区・直轄市の人的資源社会保障局が最低賃金を決定する時期は必ずしも統一されておらず、日本のケースと同様に、当該年度の統計を説明変数に使うことは必ずしも妥当ではない。本研究では、当該年度の最低賃金は前年度のものを参考にするとして仮定し、全ての説明変数は被説明変数である最低賃金と比べて、1期前（前年度）の統計を用いる。

また、内生性の問題について特に注意する必要がある失業率に対する操作変数として、最低賃金に直接影響を与えないが、失業率とは相関のある「建設業・従業員数」と「個人企業/私営企業・従業員数」を用いる。中国では、建設業と個人企業・私営企業で就業する労働者の多数は低学歴の労働者であり、特に、建設業の労働者は農民工である。これらの労働者については、失業の可能性が平均的な労働者よりも高く、失業率との関連が強いと考えられる。これらの操作変数は、他の説明変数と同じく、対数値（1期前（前年度））を使い、操作変数法の推定を行う。表4は中国の最低賃金の決定要因の分析に用いた変数の記述統計である。

25) 第二次、第三次産業の生産増加額とは、市場価格で計測されたものである。第二次産業は、鉱業、製造業、電力・ガス・水道などのサービスを提供する産業、建築業などが含まれ、第三次産業は第一次産業、第二次産業に含まれない産業である。

中国統計局サイトより参照。〈<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=E0103> 2020年6月9日アクセス〉

26) 中国統計局サイトより、社会保障支出は目的別歳出が公表されていないため、社会保障政策全般の歳出水準を使用する。

表4 計量分析に用いる変数の記述統計 (中国)

変数名	サンプルサイズ	平均値	標準偏差	最小値	最大値
月額最低賃金 [元]	358	1119.26	425.57	380.00	2420.00
月額最低賃金の成長率 [%]	358	11.85	11.65	0.00	71.05
第二次、第三次産業の生産増加額 [億元]	358	17900.00	16300.00	377.00	96100.00
消費者物価指数 [%]	358	102.83	1.92	97.70	110.10
平均賃金 [元]	358	49883.52	22210.12	18144.00	145766.00
失業率 [%]	358	3.42	0.66	1.20	4.60
一人当たり平均消費水準 [都市部] [元]	358	1427.35	564.30	626.03	3834.58
社会保障支出 [億元]	358	460.00	315.00	25.50	1640.00
私営企業／個人企業・従業員 [人]	358	7550847	7046864	336200	45900000
建築業・従業員 [人]	358	337994	438133	25000	3113300

注：1) 全ての説明変数のデータは1期前の統計を用いる。

2) サンプルサイズについて、チベットの2007年～2008年の失業率のデータは欠損し、分析から除いているため、サンプルサイズは358である。

出所：筆者作成。

#### 4.4 推定の定式化

日本と中国の最低賃金の決定要因については、OLSモデルに加えハウスマン検定により採択された固定効果モデルによる推定を行った。固定効果モデルの推定式は以下の通りである。

$$\ln(\text{China\_minwage}_{it}) = \alpha_i + X'_{it-1}\beta_i + F_i + \mu_{it} \quad (1)$$

$$\ln(\text{Japan\_minwage}_{it}) = \alpha_i + X'_{it-2}\beta_i + F_i + \mu_{it} \quad (2)$$

$\ln(\text{China\_minwage}_{it})$  と  $\ln(\text{Japan\_minwage}_{it})$  は中国と日本の最低賃金の対数値であり、添え字  $i$  は地域、 $t$  は年度を示している。 $\alpha_i$  は定数項であり、 $\mu_{it}$  は誤差項である。 $\beta_i$  は各説明変数のパラメータのベクトルを表す。また、ベクトル  $X'_{it-1}$  は中国の1期前の統計を用いる説明変数、ベクトル  $X'_{it-2}$  は日本の2期前の統計を用いる説明変数であることをそれぞれ示す。 $F_i$  は地域別の固定効果を表示し、各地域で一定の値をとる。なお、ハウスマン検定によって採択された固定効果モデルによるパネルデータ分析においては、通常の分析に加え、失業率に対して操作変数を用いた固定効果モデルの推定を行う。日本の場合は高校・短期大学・大学のそれぞれにおける進路未定卒業生数の成長率を操作変数とし、中国の場合は建設業と個人企業/私営企業従業員数の成長率を操作変数としている。

## 5. 分析結果

本研究では、まず、説明変数間の多重共線性の問題を避けるため、説明変数の相関を確認した。その結果、日本と中国ともに説明変数間の相関係数の絶対値は全て0.5以下であり、深刻な多重共線性による問題は小さいと考えられる。

そして、日本と中国のそれぞれのデータをもとにPooled OLSモデルと固定効果モデル・変量効果モデルによるパネルデータ分析を行った。最適なモデルの選択は、F検定、Breusch-Pagan検定、ハウスマン検定によって行うこととした。ハウスマン検定の結果、すべてのモデルで固定効果モデルが変量効果モデルより採択されたため、推定結果では固定効果モデルの結果を示している。

### 5.1 日本の推定結果

日本の分析では、OLSモデル、固定効果モデル、変量効果モデルを推定した上で、最適なモデルの選択を先述の検定により行い、結果として固定効果モデルが支持された<sup>27)</sup>。

上述の検定の結果より、固定効果モデルをベースに操作変数法を用いて推定を行うが、まず選択した操作変数に対して過少識別 (Kleibergen) の検定、過剰識別 (Sargan-Hansen) の検定、弱操作変数 (Cragg-Donald Wald) の検定をそれぞれ行い、操作変数が妥当かどうかを確認した。その結果、当初の操作変数は、過少識別と弱操作変数の問題はないが、過剰識別の問題が存在することがわかった。そこで、短期大学及び大学の進路未定卒業生数の成長率だけを用いて、改めて上述の検定を行った結果、全ての検定で操作変数の妥当性が確認されたため、これらの変数のみで操作変数法を用いた固定効果モデルを推計した<sup>28)</sup>。操作変数に関する検定の結果を踏まえ、短期大学及び大学の進路未定卒業生数・成長率を操作変数として操作変数法を用いたモデルを推計した。

27) 具体的な検定結果は以下のとおりである。F検定の結果：F(46,464) = 2.56 Prob>F = 0.00, Breusch-Pagan Lagrangian multiplier検定の結果：chibar2(01) = 21.39 Prob>chibar2 = 0.00, ハウスマン検定の結果：chi2(7) = 19.06 Prob>F = 0.004

28) 過少識別検定のLM統計量は165.74で、操作変数が過少識別であるとの帰無仮説が棄却された。Cragg-Donald Wald検定のF統計量は244.17であり、弱操作変数の問題は存在しなかった。また、過剰識別検定のSargan-Hansen統計量は0.25であり、過剰識別問題が存在しないという帰無仮説が棄却されなかった。

表5 日本の最低賃金の決定要因に関する分析結果

[被説明変数 = 地域別最低賃金 (対数値)]	(1)	(2)	(3)	(4)
	OLS	FE	IV (FE)	IV (FE)
県内総生産・成長率	-0.282*** (0.089)	-0.304*** (0.083)	-0.037 (0.188)	-0.242 (0.149)
消費者物価指数 (対数値)	0.225 (0.353)	0.367 (0.357)	0.335 (0.262)	0.574*** (0.202)
所定内給与 (対数値)	0.540*** (0.031)	0.071 (0.171)	0.185 (0.147)	0.257** (0.112)
失業率・成長率	-0.083*** (0.015)	-0.089*** (0.014)	0.048 (0.085)	-0.185** (0.073)
家計消費支出 (対数値)	-0.103*** (0.033)	-0.173*** (0.054)	-0.194*** (0.046)	-0.139*** (0.036)
生活保護支出・成長率	0.109** (0.052)	0.052 (0.046)	-0.103 (0.114)	-1.420*** (0.105)
生活保護支出・成長率*2009年以降ダミー				1.725*** (0.118)
定数項	2.822* (1.578)	6.526*** (1.779)	6.112*** (1.388)	3.781*** (1.067)
サンプルサイズ	517	517	516	516
R <sup>2</sup> (自由度調整済)	0.544	0.070		

注：1) 括弧内は都道府県をclusterとする不均一分散に対処したロバスタな標準誤差を示す。

2) \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1。

3) 操作変数法を用いるモデルでは、2010年の鳥根県の短期大学・進路未定卒業生数のデータは欠損しているため、サンプルサイズは516である。

出所：筆者作成。

表5は、OLSモデル、固定効果モデル、操作変数法を用いた固定効果モデルの推定結果をそれぞれ示している。表5によると、操作変数法を用いていない2つのモデルと交差項を制御した操作変数法を用いるモデルの場合に、失業率の結果は有意に負であり、失業率が上がると、最低賃金の伸びが抑制されていることがわかる。ただし、失業率の結果は操作変数法を用いる場合には、非有意になっており、日本では、失業率が最低賃金の決定に大きな影響を与えていないと考えられる。

また、県内総生産・成長率の推定パラメータはOLSモデルと固定効果モデルではともに有意であるが、推定パラメータの符号は負となっており、当初の仮説とは異なる結果を得た。すなわち、それぞれのモデルでは、県内総生産・成長率が1%ポイント高くなると、他の条件を一定とした場合には、地域別最低賃金は約0.28%、0.30%減少することが示された。消費者物価指数対数値の推定パラメータは交差項を用いた(4)の操作変数法を用いる固定効果モデルだけで有意であり、消費者物価指数が最低賃金に対して一定の正の影響があることが示された。所定内給与対数値の推定パラメータは(1)の



OLSモデルと(4)交差項を制御した操作変数法を用いる固定効果モデルで有意に正であった。所定内給与が1%上がると、最低賃金が約0.54%、0.26%上昇する。2人以上の世帯の家計消費支出対数値の推定パラメータの符号は有意に負であったが、これは当初の仮説と異なる結果であった。すなわち、家計消費支出の対数値は最低賃金に負の影響を与えていた。

生活保護支出・成長率の符号と有意性はモデルより異なるが、(4)の交差項を制御した操作変数法を用いる固定効果モデルで2009年以降ダミー変数と社会保障要因の交差項が有意に正である点が注目される。これは最低賃金制度の改正に応じて、社会保障の要因が最低賃金に与える影響が代替的な関係から補完的な関係に変化したことを示唆する結果である。

以上をまとめると、日本では最低賃金の決定において、様々な変数が地域別最低賃金に一定な影響を与えることが示された。ただし、推定する各説明変数のパラメータの符号は、経済発展要因の変数については当初の仮説と異なるケースがみられた。その原因については、集計データの精度の問題や地域別最低賃金の決定には前年度の最低賃金が基準となり、動的な影響が十分に捉えられていないことなどが挙げられるが、一方で、日本の最低賃金制度では、地域の経済発展と最低賃金水準が十分に連動しておらず、むしろ不景気の局面で賃金の底上げが行われてきたことを示す証左と言える。この点についてのより詳細な検討は今後の課題としたい。

## 5.2 中国の推定結果

次に、中国の推定結果を述べる。OLSモデル、固定効果モデル、変量効果モデルの選択については、F検定、Breusch-Pagan Lagrangian multiplier検定、ハウスマン検定の結果によると、日本と同様に、固定効果モデルが支持された<sup>29)</sup>。

そのため、固定効果モデルを中心に分析結果を検討する。また、操作変数法を用いた固定効果モデルについては、初期の操作変数に対して、過少識別、過剰識別、弱操作変数に関する検定をそれぞれ行い、操作変数が妥当であるかを確認した。検定の結果、過少識別、過剰識別、弱操作変数の問題は存在していないことが示された。OLSモデル、固定効果モデル、操作変数法を用いた固定効果モデルの結果は表6にまとめた。

29) 具体的な結果は以下のとおりである。F検定の結果：F(29,291) = 17.92 Prob>F = 0.000, Breusch-Pagan Lagrangian multiplier検定の結果：chibar2(01) = 237.91 Prob>chibar2 = 0.000, ハウスマン検定の結果：chi2(7) = 100.46 Prob>F = 0.000

表6 中国の最低賃金の決定要因に関する分析結果

[被説明変数 = 月額最低賃金 (対数値)]	(1)	(2)	(3)	(4)
	OLS	FE	IV(FE)	IV(FE)
第二次、第三次産業の生産増加額 (対数値)	0.081*** (0.011)	0.244* (0.124)	0.268 (0.214)	0.311 (0.227)
消費者物価指数	0.159 (0.529)	0.979** (0.362)	0.973*** (0.319)	1.107*** (0.325)
平均賃金 (対数値)	0.738*** (0.060)	0.767*** (0.139)	0.758*** (0.107)	0.747*** (0.110)
失業率・成長率	0.033 (0.053)	0.004 (0.034)	0.030 (0.228)	0.060 (0.238)
一人当たり平均消費水準 [都市部]・成長率	-0.587*** (0.207)	-0.168 (0.133)	-0.160 (0.156)	-0.149 (0.158)
社会保障支出・成長率	-0.011 (0.018)	0.036*** (0.009)	0.038** (0.016)	0.042** (0.017)
社会保障支出・成長率*2011年以降ダミー				-0.076* (0.046)
定数項	-3.908 (2.896)	-12.509*** (1.885)	-13.125** (5.650)	-14.933** (6.206)
サンプルサイズ	328	328	328	328
R <sup>2</sup> (自由度調整済)	0.854	0.942		

注：1) 括弧内は都道府県をclusterとする不均一分散に対処したロバストな標準誤差を示す。

2) \*\*\*p<0.01, \*\*p<0.05, \*p<0.1

出所：筆者作成。

表6を参照すると、平均賃金（対数値）の推定パラメータが全て有意であり、平均賃金が上がると、最低賃金も上昇する点を示された。ただし、失業率は全てのモデルで非有意である。すなわち、中国の月額最低賃金の決定は、一般的な賃金水準の動向には影響を受けるが、失業率からの影響を受けていないとの結果を得た。

また、その他の変数の結果を見ると、第二次、第三次産業の生産増加額の対数値の有意性については、OLSモデル、固定効果モデルでは正に有意となり、仮説の通りであったが、(3)、(4)の操作変数法を用いた固定効果モデルの結果では有意ではなかった。消費者物価指数については、OLSモデル以外のモデルで有意に正であり、当初の仮説と同じ結果が得られた。消費者物価指数が1%上昇すると、それぞれのモデルで月額最低賃金が0.98%、0.97%、1.11%増加する。そして、都市部の一人当たり平均消費水準・成長率の推定パラメータはOLSモデルで統計的に有意に負であり、仮説と異なる結果を得た。さらに、(2)、(3)、(4)の様々な固定効果モデルにおいて、社会保障支出・成長率の推定パラメータの符号は統計的に有意に正であり、社会保障支出成長率が高くなると、月額最低賃金も増加するこ

とが解明された。

ただし、2011年以降ダミー変数と社会保障支出・成長率の交差項は日本と異なり統計的に有意に負であった点が注目される。すなわち、2011年以降の「中華人民共和国社会保障法」の施行により、社会保障制度の対象が拡大され、社会保障支出が増大した結果、社会保障要因が最低賃金に与える影響は補完的な関係から代替的な関係へと移行している点がうかがえる。この点は日本の結果と対照的である。

以上をまとめると、中国の最低賃金の決定については、第二次、第三次産業の生産増加額の対数値、消費者物価指数、平均賃金、都市部の一人当たり平均消費支出の成長率、社会保障支出の成長率など、多様な要因が月額最低賃金に影響していると言える。一方、失業率は中国の月額最低賃金に対して影響がない結果を得た。ただし、その原因は、今回使ったデータが各省でランク1に該当する地域の月額最低賃金だけを用いた点にあることも考えられる。そのため、今後、より精度の高いデータを用いて頑健性を確認する必要がある。

### 5.3 日本と中国の最低賃金の決定に関する比較

これまで日本と中国のパネルデータを用いて、経済発展、雇用の状況、労働者の生計費及び社会保障などの要因が両国の最低賃金の決定にどのような影響を与えるかを明らかにした。分析結果は以下のようにまとめられる。

経済発展の影響については、日本では、県内総生産・成長率の推定パラメータの符号は負で、県内総生産・成長率が高い地域では、地域別最低賃金の伸びは抑制されていると解釈できる。一方、中国では、多くのモデルで、第二次、第三次産業の生産増加額や消費者物価指数が高くなると、月額最低賃金が高くなることがわかった。すなわち、景気が良い時に、労働者の収入が上昇し、結果として最低賃金も引き上げられており、当初の仮説が支持されたと言える。

また、雇用状況の影響については、両国の最低賃金が賃金水準に強く依存するかどうかを検証された。日本では、所定内給与が高くなると、地域別最低賃金も高くなるが、失業率については、操作変数を用いた固定効果モデルでは、非有意であり効果は限定的と考えられる。中国では、平均賃金が高いほど、月額最低賃金も高く設定されているが、失業率は四つの推計モデルで全て非有意であった。

労働者の生計費の影響についてみると、両国ともに個人・家庭消費支出は最低賃金の決定に負の影響を与えており、これは当初の仮説と異なる結果であった。両国ともに家計支出の水準と最低賃金の水準は必ずしも連動していない傾向にある。

そして、社会保障支出の影響について両国の推定結果を見ると、いずれの国でも社会保障関連の支出が最低賃金の決定に影響を与えることがわかった。交差項と操作変数を入れた固定効果モデルの分析結果に基づくと、日本では、生活保護支出の成長率は最低賃金法の改正の前後で効果がわかれ、改正後に係数が有意に正となることがわかった。これは最低賃金法の改正の主旨がある程度、最低賃金の改訂に一定の影響を与えたことを示唆するものである。また、中国では、社会保障支出・成長率が高くなる場合に、月額最低賃金が高くなるという結果が当初は支配的であったが、「中華人民共和国社会保障法」の施行にともない社会保障の水準が強化されるにしたがって、その効果はむしろ負に転じ

ている点を示された。

## 6. おわりに

近年、世界各国での最低賃金の引き上げに伴い、最低賃金に関する問題が活発に議論されている。最低賃金の決定要因やその経済効果については、いまだ十分に解明されていないことが多く、本研究では、日本と中国の最低賃金の決定要因に注目した分析を行った。これまでの分析の結果を踏まえ、日本と中国における最低賃金の決定要因について改めて整理しておきたい。

第一に、日本の「最低賃金法」と中国の「最低賃金規定」によると、両国の最低賃金は、地域の経済発展、労働市場における雇用の状況、就労世帯の生計費、社会保障の水準などの様々な要因を考慮して決定される。分析の結果、両国の最低賃金は確かに、法律が定めるように、上述の要因についてある程度参照しながら決められていることがわかった。ただし、生計費など、いくつかの変数については、本来の主旨とは異なり、逆の相関や無相関が確認されている。

第二に、中国の最低賃金の決定について、先行研究の韓・魏（2006, 2010）などは、中国の平均賃金、失業率、最低生活保護基準額、労働者数などの要因が中国の最低賃金に影響を与えることを解明したが、本研究は、これまでの先行研究で十分に解決できなかった内生性の問題に対処し、操作変数を用いたパネルデータ分析を行った。この場合にも、平均賃金、社会保障支出、第二次、第三次産業の生産増加額、消費者物価指数などの要因については、統計的に有意な結果を得た。

第三に、日本の最低賃金の決定について、玉田（2009）と玉田・森（2013）は、2001～2009年と1981～2009年のデータをもとに、地域別最低賃金の決定要因を分析し、経済発展、雇用の状況、労働者の生計費などの各種要因が地域別最低賃金に影響を与えることを解明したが、本研究では玉田（2009）と玉田・森（2013）の結果を踏まえ、さらに生活保護支出の成長率が地域別最低賃金に影響についても考察した。結果として、生活保護支出と2009年以降ダミーの交差項の符号は有意に正であり、2008年度の「最低賃金法改正」にともない、勤労意欲のインセンティブを損なわないように、生活保護基準に合わせる形で、最低賃金の水準を決定する方向性が、ある程度、実際の最賃の決定に影響与えていた可能性を確認した。

本研究で分析した中国の最低賃金制度は1994年に導入されたばかりであり、未だその水準は低いので、今後も労働者の生活の改善に向けて改良の余地があると言える。一方、日本の最低賃金制度は1959年に導入された後に、数十年の発展を経て現在はかなり包括的な制度になっているが、経済発展や家計の生計費との相関はむしろ負であり、景気の変動に対して十分に弾力的な形で運用されているとはいえない状況にある。

今回の研究では、日本の特定最低賃金と中国の時間額最低賃金の決定要因までは言及できなかった。また、中国については、各省・自治区・直轄市内の複数の地域（ランクの異なる地域）における最低賃金の決定要因についての分析はまだなされていない。今後、日本の特定最低賃金と中国の時間額最低賃金の決定要因の分析を行う事で、さらに両国の最低賃金制度の決定要因についての検証を深める必要がある。

## 参考文献

## 【日本語文献】

- 安部由起子・田中藍子 (2007) 「正規—パート賃金格差と地域別最低賃金役割1990年～2001年」『日本労働研究雑誌』No. 568, 77-92.
- 安部由起子・玉田桂子 (2007) 「最低賃金・生活保護額の地域差に関する考察」『日本労働研究雑誌』No.563, 31-47.
- 有賀健 (2007) 「新卒高卒者の労働市場」林文夫編『経済停滞の原因と制度』勁草書房, 第8章大竹文雄・川口大司・鶴光太郎編 (2013) 『最低賃金改革—日本の働き方をいかに変えるか』日本評論社
- 大橋勇雄 (2009) 「日本の最低賃金制度について—欧米の実態と議論を踏まえて」『日本労働研究雑誌』No.593, 4-15.
- 小針泰介 (2017) 「我が国と欧米主要国の最低賃金制度—近年の動向と課題」『レファレンス』No.797, 35-50.
- 川口大司 (2009) 「最低賃金と雇用」大橋勇雄編著『労働需要の経済学』ミネルヴァ書房, 第8章.
- 川口大司・森悠子 (2009) 「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」『日本労働研究雑誌』No.593, 41-54.
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 玉田桂子 (2009) 「最低賃金はどのように決まっているのか」『日本労働研究雑誌』No.593, 16-28.
- 玉田桂子・森知晴 (2013) 「最低賃金の決定過程と生活保護基準の検証」経済産業研究所. <http://www.rieti.go.jp/publications/dp/13j013.pdf> (2020年6月9日アクセス)
- 勇上和史 (2005) 「都道府県データを用いた地域労働市場の分析失業・無業の地域間格差に関する考察」『日本労働研究雑誌』No.539, 4-16.
- 労働政策研究・研修機構 (2005) 「日本における最低賃金の経済分析」<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2005/documents/044.pdf> (2020年6月9日アクセス)

## 【英語・外国語文献】

- Brown, Charles, Curtis Gilroy, and Andrew Kohen (1982) "The Effect of the Minimum Wage on Employment and Unemployment," *Journal of Economic Literature*, 20(2): 487-528.
- Besley, Timothy and Anne Case (1995) "Does Electoral Accountability Affect Economic Policy Choices? Evidence from Gubernatorial Term Limits," *Quarterly Journal of Economics*, 110(3): 769-798.
- Cox, James and Ronald Oaxaca (1982) "The Political Economy of Minimum Wage Legislation," *Economic Inquiry*, 20(4): 535-555.
- Card, David. and Alan B. Krueger (1994) "Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania," *American Economic Review*, 84: 772-93.
- Drazen, A. (1986) "Optimal Minimum Wage Legislation," *Economic Journal*, 96: 774-784.
- Dickson, Vaughan and Tony Myatt (2002) "The Determinants of Provincial Minimum Wages in Canada," *Journal of Labor Research*, 23(1): 57-67.
- Green, David and Kathryn Harrison (2010) "Minimum Wage Setting and Standards of Fairness," <https://www.econstor.eu/bitstream/10419/47492/1/626248434.pdf> (2020年6月9日アクセス)
- Gao Xexin, Mario Arturo Ruiz Estrada, Aslam Mohamed, Minsoo Lee (2019) "The Development of Social Security in China (1949-2019)," [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3450976](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3450976) (2020年6月9日アクセス)
- Neumark David and William Wascher (1992) "Employment Effects of Minimum and Subminimum Wages: Panel Data on State Minimum Wage Laws," *Industrial and Labor Relations Review*, 46(1): 55-81.
- Neumark, David and William Wascher (2008) *Minimum Wages*. MIT Press.
- Richard B. Freeman (1996) "The minimum wage as a redistributive tool," *Economic Journal*, 106: 639-649.
- Sobel, Russell (1999) "Theory and Evidence on the Political Economy of the Minimum Wage," *Journal of Political Economy*, 107(4): 761-785.
- 丁守海 (2009) 「提高最低工资标准对农民工离职率的影响分析」『中国农村观察』2009(4) : 26-36.



- 甘满堂·赵丹 (2016) 「当前最低工资标准在执行过程中出现的问题及建议」『重庆工商大学学报』2016(05) : 43-48.
- 韩兆洲·魏章进 (2006) 「我国最低工资标准实证研究」『统计研究』2006(1) : 35-38.
- 韩兆洲·魏章进 (2010) 「最低工资标准的测算模型及实证检验」『统计与决策』2010(24) : 4-6.
- 胡宗万 (2017) 「2016年最低工资标准地区间协调程度评估研究」『调研世界』2017(05) : 49-52.
- 韩兆洲·林仲源 (2017) 「我国最低工资增长机制时空 非平稳性测度研究」『统计研究』2017(6) : 38-51.
- 李晓春·何平 (2010) 「最低工资标准的农民工就业效应」『江苏社会科学』2010(4) : 59-66.
- 宁光杰 (2011) 「中国最低工资标准制定和调整依据的实证分析」『中国人口科学』2011(1) : 26-34.
- 孙中伟·舒玢玢 (2011) 「最低工资标准与农民工工资」『管理世界』2011(8) : 45-56.
- 王国洪·杨翠迎 (2015) 「我国最低工资标准的影响因素研究」『现代管理科学』2015(1) : 27-29.
- 信卫平 (2010) 「国际金融危机与中国最低工资标准」『中国劳动关系学院学报』2010(1) : 1-5.